

ともに暮らすまちづくりに向けて

事業者による合理的配慮の提供が義務化されました

合理的配慮とは、障がいのある人に対する社会のバリアを取り除くために、できる範囲で必要に対応をすることです。
どのように対応すべきか迷ったときは、相談ください。

合理的配慮の
内容や例はこちら

ツナガルカンパニー認証制度

障がいのある人などにやさしい取り組みをする事業者を「ツナガルカンパニー」として認証し、広く周知しています。



詳しくはこちら

福祉課 ☎34-5408

総合福祉センターの
臨時休館

福祉課

☎34-5405

館内の電気設備の工事のため
臨時休館します。
とき：9月29日(日)

税
イン
税の話題を毎月お届け

●市民税・県民税の申告はお
済みですか
税務課 ☎34-5529

市民税・県民税の申告をし
ないと、税証明書などの即時
発行ができなくなります。ま
だの人は申告ください。

対象：1月1日に市内在住

で、前年中の所得が給与か公
的年金のみ以外の人（収入が
なくても申告は必要です。）

申告方法：申告書（HP）を提
出ください。

今月の税金・料金

納期限：9月30日(月)

国民健康保険税……………第3期

後期高齢者医療保険料……………第3期

介護保険料……………第6期

保育料・副食費（公立）……………第6期

市営・県営住宅使用料（駐車場）……………9月分

下水道事業受益者負担金……………第2期

水道料金・下水道使用料……………9月分

●夜間納税相談

とき：毎週火曜日 午後5時
30分～7時（祝日を除く）

ところ：収納課

募
集市長選挙期日前投票
所投票立会人

選挙管理委員会事務局

☎34-5594

10月27日(日)に執行が予定さ
れている市長選挙で、期日前
投票に立ち会う人を募集しま
す。

資格要件：市内在住で、当市
の選挙人名簿に登録されてい
る18歳以上

募集人数：抽選36人

とき：10月21日(月)～26日(土)の
間の指定する日 午前8時30
分～午後8時

ところ：市役所三条・栄・下
田各庁舎

報酬：日額1万1,600円

応募方法：電話で応募するか
電子申請ください。

応募期限：9月17日(火) 午後
5時30分



ホームページ

高齢者総合相談員
(特別任用職員)

人事課

☎34-5518

資格要件：次のすべてを有す
る人

・普通自動車運転免許
・社会福祉士資格か社会福祉
主事任用資格
・福祉関係の相談対応経験

募集人数：1人
任期：10月1日～令和7年3
月31日

業務内容：高齢者からの相談
対応など

勤務時間：平日 午前8時30
分～午後5時

報酬：月額202,500円

選考方法：面接

応募方法：写真を貼付した履
歴書の左上余白に「高齢者総合
相談員」と書き、資格証の写し
を添えて持参か郵送ください。

〒955-8686 三条市
人事課

応募期限：9月9日(月) 午後
5時



詳しくはこちら

財政状況について

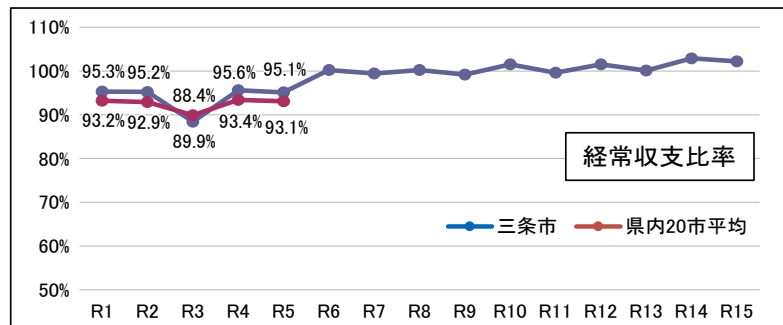
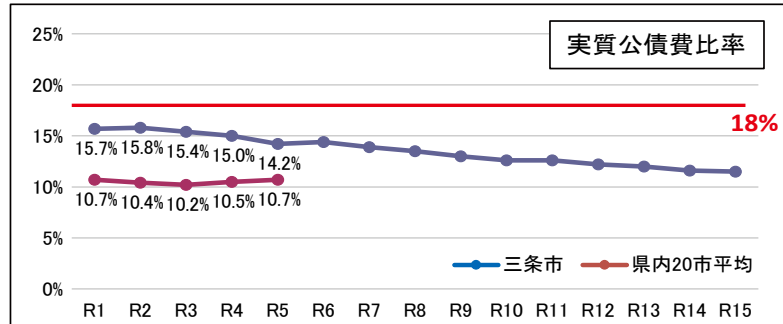
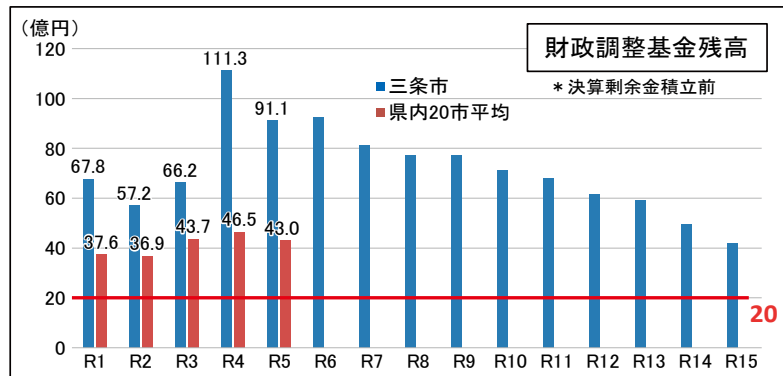
実質公債費比率などの財政状況を表す指標は、大型建設事業の影響などにより県内20市の平均値と比較すると高くなっており、財政状況は厳しいと言えます。

実質公債費比率は次第に改善していくと想定していますが、金利の上昇による利子の増加の影響を受けるものと見込んでおり、金利の動向を注視していく必要があります。

経常収支比率は、物価高騰による影響のほか、老朽化に伴う公共施設の修繕経費の増加や人事院勧告に伴う人件費の高騰などにより上昇すると想定しています。財政調整基金残高が確保されている現時点においては経常収支比率が高い状態にあっても財政運営に大きな支障はないと考えられますが、後年度の財政負担を考え、基金残高の活用については慎重に検討していきます。

引き続き、持続可能な財政基盤を堅持するため、中長期的な視点を持った財政運営に努めていきます。

主な財政指標の見通し



* R5までは決算額、R6以降は決算見込額

財政調整基金

年度間の財源の不均衡の調整や、突発的な財政需要等に対応するなど、安定的な財政運営をするための積立金。当市においては、平成20年のリーマンショックによる地域経済への影響や平成23年度の新潟・福島豪雨災害などの経験を踏まえ、災害などへの備えとして20億円程度を将来にわたって確保します。

実質公債費比率

普通会計（一般会計など）の市債、借入金の償還費に加え、公営企業債の元利償還金に対する繰出金や債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどを含めた実質的な公債費が財政に及ぼす負担を示す比率。18%以上になると、地方債の発行に際し県知事の許可が必要となります。

経常収支比率

財政構造の弾力性を示す比率。低いほど弾力性があることを示します。経常的な収入と支出のバランスを見るもので、経常的な支出とは、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費や、施設の運営、維持管理費など、毎年経常的に支払わなければならない支出となるものです。

健全化法に基づく指標

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づくもので、実質的な赤字や第三セクターなどを含めた借入金の負担などを表す指標です。

4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率が基準より悪化すると、国の指導により財政の健全化を図る必要があります。

健全化判断比率（令和5年度決算）（単位：％）

指 標	三条市の比 率	早期に自主的な財政の健全化が必要になる基準	国の管理・指導を受けた財政の再生が必要になる基準
実質赤字比 率	—	11.99	20.00
連結実質赤字比率	—	16.99	30.00
実質公債費比 率	14.2	25.0	35.0
将来負担比 率	79.3	350.0	

* 実質赤字額、連結実質赤字額がないものは－で表示

資金不足比率（令和5年度決算）（単位：％）

特 別 会 計 の 名	三条市の比 率	早期に自主的な経営の健全化が必要となる基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

* 資金不足額がないものは－で表示

各指標の説明

実質赤字比率

財政運営の深刻度を示す比率。福祉、教育などを行う一般会計の赤字の程度を指標化したものです。

連結実質赤字比率

市全体の財政運営の深刻度を示す比率。全ての会計を合算して赤字の程度を指標化したものです。

将来負担比率

将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率。一般会計の借入金や将来支払う可能性のある負担などの程度を指標化したものです。

資金不足比率

経営状況の深刻度を示す比率。公営企業の資金不足を料金収入の規模と比較して指標化したものです。